

長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報

突然、身に覚えのない荷物が届いた！

<事例>

宛先に私の名前と住所が記載された身に覚えのない荷物が届いた。送り主は、海外の事業者のようだが、どうしたらよいか？

- 家族などが注文した覚えはないか。
 - インターネット通販などで購入したものではないか。
 - プレゼントなどの心あたりはないか
- などを、まず、確認してみましょう！

※身に覚えのない荷物であれば、代金を支払う必要はありません。
※特定商取引法の改正により、注文や契約をしていないにもかかわらず、一方的に送りつけられた商品は、消費者が処分できます。
商品を開封処分しても、支払い義務はありません。

※困ったときは、消費生活センターに相談しましょう

- ◆ 近所の高齢者の方に「声かけ」「見守り」を日頃から行い、消費者被害の未然防止と、被害に気づいていない人には、気づかせる機会を設けてください。

「自分は、大丈夫」と思っているあなた、・・・騙されやすいタイプです。

～ 不安を感じたら迷わず電話 ～

- ◆ 長野市消費生活センター 224-5777
(消費者ホットライン 188)

【発行元】

長野市地域・市民生活部 市民窓口課
消費生活センター
〒380-0835
長野市大字南長野新田町 1485-1
長野市もんぜんぷら座 4階
電話 026-224-5777
FAX 026-223-1818